

工事材料の承諾に係る手続き等の効率化について ～材料一覧表の一元管理と電子データによる提出～

令和8年1月
周防大島町財務課契約監理班

町発注工事（営繕工事を除く）における工事材料の承諾について、手続き等の効率化を図るため、令和8年度から次のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

【製造会社・代理店向け】

●事前承諾の手続きについて

(1) 対象材料

- ・土木工事に使用される材料及び製品（特殊製品を除く）

(2) 提出先

- ・周防大島町財務課契約監理班 (zairyou@town.suo-oshima.lg.jp)

(3) 提出データ

① 工事材料事前承諾願（様式一1）：Excel等

② 材料の規格・品質等が分かる資料（試験成績表、カタログ等）：PDF

(4) データ提出方法

電子メールへの添付（紙媒体による提出は不可）

※10MB程度までメール添付可能です。

(5) 承諾期間

- ・生コンクリート・アスファルト混合物・再生材：1年間

- ・上記以外：設定なし（当該年度に限定しません）

※「再生材」とは、再生クラッシャラン、再生砂、再生スラグ等をいう。

※原材料の変更、カタログの改訂等があった場合は隨時資料提出が必要です。

（製造中止の場合、一覧への掲載中止のための届出が必要となります。）

(6) 登録受付

【初回】令和8年2月～同年3月末

※以降、隨時受付（四半期（3ヶ月）を目途に更新）

【受注者向け】

◎工事材料使用承諾願における材料記号等の確認について

周防大島町ホームページ（企業・事業者>入札・契約情報>申請関係>お知らせ>工事材料事前承諾について）で確認できます。

<https://www.town.suo-oshima.lg.jp/life/2/18/125/>